

口座振替について

阿蘇市上水道で水道料金・下水道使用料の口座振替を希望される場合は、下記の取扱金融機関窓口で「口座振替依頼書」をご提出ください。

口座登録の流れ

①「口座振替依頼書」の提出

記入方法は裏面をご参照ください。

口座振替依頼書は阿蘇市役所上下水道課・各支所または阿蘇市内の取扱金融機関に設置してあります。

**依頼書は阿蘇市役所にご提出いただくものではありません。
取扱金融機関窓口で直接ご提出ください。（阿蘇市外の本店・支店でも可）
通帳・通帳印をご持参ください。**

口座振替ができる金融機関

- ・肥後銀行
- ・熊本銀行
- ・熊本県信用組合
- ・JA阿蘇
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

②口座の登録

口座振替依頼書を提出されると金融機関で登録処理が行われます。

登録から口座振替開始までに最大で約2ヶ月ほど期間を要しますので、振替開始までは納入通知書にてお支払いください。

③口座振替開始

口座振替日は毎月25日です。（休日の場合は翌営業日）

【お問合せ先】

阿蘇市土木部上下水道課

本 庁：0967-22-3196

内牧分室：0967-32-2731

波野分室：0967-24-2001

阿蘇市市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書

金融機関保

記入例

新規 解約(廃止) いずれかに必ず○をつけて下さい。

取扱金融機関名 肥後銀行 御中 申請年月日 2025年 4月 1日

申請者住所 阿蘇市一の宮町宮地〇〇〇〇-〇 **水道契約の住所**

申請者氏名 阿蘇 花子

私は、阿蘇市から請求された阿蘇市市税等の金額を、私名義の下記預金口座から預金口座振替(自動払込)によって支払うこととしたいので、約定(預金口座振替規定)を確認のうえ依頼します。

捺印(3枚)

1. 指定預金口座 (※取扱金融機関は、阿蘇市収納事務取扱金融機関に限ります。)

| | | | | | | |
|-----------|--------------------------------------------------|---|---|---|---|-------|
| フリガナ | ア | ソ | ハ | ナ | コ | 金融機関印 |
| 指定預金口座名義人 | 阿蘇 花子 | | | | | 阿蘇 |
| 住所 | 〒869-1101 菊池郡菊陽町大字津久礼〇〇〇〇-〇 電話 080 - XXXX - XXXX | | | | | |

通帳作成時の住所

※「ゆうちょ銀行以外の金融機関」又は「ゆうちょ銀行」のどちらか一方に記入して下さい。

| ゆうちょ銀行以外の金融機関 | 金融機関番号 | 支店番号 | 金融機関名(支店・支所まで記入) | 預金種別 | 口座番号(右から詰めてご記入ください。) |
|---------------|---------|------|------------------|-----------|----------------------|
| | 0182219 | | 肥後銀行 菊陽支店 | ① 普通 ② 当座 | X X X X X X X |

| ゆうちょ銀行 | 通帳記号 | | 通帳番号(右から詰めてご記入ください。) | | | |
|--------|-------|-----------------|----------------------|--------------|--|--|
| | 種目コード | 払込先加入者名 | 払込先口座番号 | 払込日 | | |
| | 166 | 阿蘇市会計管理室 | 01750-1-961097 | 末日(12月のみ25日) | | |
| | 176 | 阿蘇市水道課(上下水道使用料) | 01770-4-961099 | 25日 | | |

2. 希望される方の氏名及び続柄を記入され、対象科目に○を記入して下さい。

| フリガナ | 預金者との続柄 | 口座振替・自動払込希望科目(契約種別コード) | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---------|------------------------|-------|-------|---------|---------|-------|-------|-----|-----|--------|----------|--------|--------|
| | | 35 | 22 | 25 | 28 | 30 | 30 | 28 | | | | | | |
| | | 市県民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 上下水道使用料 | 住宅使用料 | 介護保険料 | 保育料 | 下水道 | 受益者負担金 | 緊急通報システム | 利用者負担金 | 後期高齢者料 |
| アソ タロウ 阿蘇 太郎 | 夫 | | | | | ○ | | | | | | | | |

水道契約者の氏名

3. 預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行を除く)

- 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用してできる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。
- この預金口座振替について、かりに紛争が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑を及ぼしません。

4. 注意事項

- 振替(自動払込)日は、各税(料)毎に通知書等でご確認ください。(銀行等休業日の場合は、翌営業日)
- 預金通帳、届出印をご持参ください。
- 口座振替(自動払込)分については領収証を発行しません。なお、必要な方については納税(納付)証明書
- 口座振替(自動払込)の開始は、上記申請年月日の翌月以降からです。
- ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込規定が適用されます。

口座振替ができる金融機関

- 肥後銀行
- 熊本銀行
- 熊本県信用組合
- JA阿蘇
- ゆうちょ銀行・郵便局

| | | | |
|-----|----|----|----|
| 精査印 | 記帳 | 照印 | 受付 |
| | | | |

金融機

※取扱金融機関窓口にご提出ください。